

事務連絡
平成25年7月5日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程特例校の指定等に係る申請手続等について

学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）の指定等に係る申請を、別紙のとおり受け付けますので、教育課程特例校の指定等を希望する学校がある場合には、申請書等の提出をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いします。

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係（伊藤，高尾，加藤）
電話：03-5253-4111（内線2367, 2368）
FAX：03-6734-3734
e-mail：kyokyo@mext.go.jp

(別紙)

1 指定の対象について

教育課程特例校は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象とし、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない特例を認める学校であるので、教育課程の特例を必要としないものは指定の対象とならないこと。

2 申請書等の提出について

(1) 提出書類：別添1のとおり

(2) 提出期間：平成25年8月1日（木）～平成25年8月30日（金）

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室企画係（伊藤，高尾，加藤）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

(E-mail) kyokyo@mext.go.jp

※封筒に「教育課程特例校指定等申請書在中」と朱書すること。

(4) 提出方法：郵送及び電子メール

(5) 提出部数：郵送1部，電子メール1通

3 その他

(1) 教育課程特例校制度実施要項（平成20年10月16日文科科学大臣決定，平成22年7月6日改正）（以下、実施要項）により，申請の期間は，毎年度，原則として，8月1日から8月31日までとなっているが，今年度の申請の期間は，8月1日から8月30日までとなっているため注意すること。

(2) 申請は，原則，特別の教育課程を実施する予定の前年度に行うこと。また，学校の統廃合等がある場合についても，事前に新規及び廃止の申請を行い，文部科学省の承認を受けること。なお，学校を設置しようとする者に特段の理由がある場合には，前年度以外にも申請を認めることがあり得ること。

(3) 指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更又は廃止（取組期間の終了に伴う廃止も含む。）する必要があるときは，文部科学省の承認を受けること（実施要項4参照）。特に，学習指導要領の改訂（小・中学校は平成20年3月，高等学校は平成21年3月）を踏まえ，教育課程の基準によらない部分（特例）の内容について未だ見直しを行っていない場合には，新学習指導要領の内容に十分留意の上，必要があれば，教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画の変更又は廃止の申請を行うこと。

(4) 「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（平成24年7月13日中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会）を踏まえ，小中一貫教育を推進するため，設置者の判断に基づき，一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにする制度の創設を検討しているところであるが，新設する制度の詳細が決まり次第，教育課程特例校の取扱い等についても連絡する予定であるため，今回の申請手続は従来どおり行うこととし，今後の連絡に留意すること。

提出書類について

1. 教育課程特例校の指定を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定申請書【様式1】
- (2) 特別の教育課程編成・実施計画【様式2】
- (3) 学校の同意書
- (4) 【様式A】
- (5) 【様式B】

2. 教育課程特例校が「特別の教育課程編成・実施計画」の変更を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定変更申請書【様式3】
- (2) 特別の教育課程編成・実施計画の変更内容【様式4】
- (3) 特別の教育課程編成・実施計画（変更内容を反映したもの）【様式2】
- (4) 学校の同意書

3. 教育課程特例校が「特別の教育課程編成・実施計画」の廃止を希望する場合

- (1) 教育課程特例校指定廃止申請書【様式5】
 - (2) 教育課程特例校の指定廃止を行う学校一覧【様式6】
 - (3) 学校の同意書
- ※ 同一の特別の教育課程を編成して実施している複数の学校のうち、一部の学校についてのみ指定廃止を行う場合には、一部の学校の廃止を反映した特別の教育課程編成・実施計画（【様式2】）を提出すること。
- ※ 取組期間の途中での廃止のみならず、取組期間の終了に伴う廃止の場合であっても廃止申請を行うこと。学校が廃校となる場合にも、廃止申請を行うこと。

(申請書等の作成に当たっての留意事項)

- (1) 申請書及び添付資料は、別添2の「教育課程特例校制度実施要項」（平成20年10月16日文科科学大臣決定、平成22年7月6日改正）、及び別添3の「特別の教育課程編成・実施計画記載要領」を参照の上、様式にしたがって作成すること。
- (2) 申請書及び添付資料の様式は、文部科学省ホームページ（トップページ＞教育＞小学校・中学校・高等学校＞教育課程特例校制度）に掲載しているので、適宜、活用すること。
- (3) 教育課程特例校の指定、変更、廃止申請は、各学校ごとに行う（「特別の教育課程編成・実施計画」の書類なども各学校ごとに作成する）ことが原則であること。
但し、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば市内全ての小学校の低学年で総合的な学習の時間の一部を組み替えて、英語活動を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合、一度に複数の教育課程特例校の廃止を希望する場合には、実際の手続き上の便宜を考慮し、複数の学校分をまとめて申請及び書類の作成を行うことができること。
- (4) 様式A・様式Bは、適宜、都道府県教育委員会等において、とりまとめて作成すること。

教育課程特例校制度実施要項

平成20年10月16日
文部科学大臣決定
平成22年7月6日改正

1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第85条の2（同令第108条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の2に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「教育課程特例校」という。）に指定する。

2 教育課程特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理機関（公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、国私立学校にあつては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に教育課程特例校指定申請書を提出するものとする。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

3 教育課程特例校の指定

文部科学省は、教育課程特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準（以下「指定の基準」という。）を満たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定する。

4 特別の教育課程編成・実施計画の変更・廃止

- (1) 管理機関は、指定を受けた教育課程特例校の特別の教育課程編成・実施計画を

- 変更又は廃止する必要があるときは、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、教育課程特例校指定変更申請書又は教育課程特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 上記の申請の期間は、毎年度、原則として、8月1日から8月31日までとする。

5 実施状況の報告等

- (1) 教育課程特例校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- (2) 教育課程特例校は、(1)による評価の結果を踏まえた当該学校の児童及び生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- (3) 教育課程特例校は、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
- (4) 管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、少なくとも3年に1度、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に報告するものとする。
- (5) (4)による報告については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (6) 文部科学省は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

6 措置の要求

文部科学省は、特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定を受けた教育課程特例校の管理機関に対し、当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

7 指定の取消

文部科学省は、教育課程特例校が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 特別の教育課程編成・実施計画を変更し、文部科学省の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき
- 二 特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなったとき

特別の教育課程編成・実施計画記載要領

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人等をいう。）を記載する。

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

特別の教育課程を編成・実施する学校の名称、設置者の別及び学校の種類を記載する。

（記載例）

学校名	設置者の別	学校種
〇〇市立■■■小学校	公立	小学校

3 特別の教育課程の内容

（1）必要となる教育課程の基準の特例

特別の教育課程のうち、教育課程の基準によらない部分を記載する。小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部・中学部については、各教科等の授業時数及び総授業時数表が記載された教育課程表（様式 2 参照）を添付するものとする。高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部については、各学年における各教科・科目等の単位数及び合計単位数が記載された教育課程表（様式自由）を添付するものとする。なお、高等学校等については、平成 25 年度以降学年進行で実施となっている新学習指導要領の内容に十分留意すること。

（記載例：小学校第 3～6 学年に新教科「英会話科」を新設する場合）

- ・小学校第 3～6 学年において新教科「英会話科」を新設する。
- ・第 3～6 学年は総合的な学習の時間を 35 時間削減して新教科に充てる。
- ・教育課程全体は別添の教育課程表参照。

（2）学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して、教育を実施する必要性を記載する。学校又は地域のどのような特色を生かすのか、特別の教育課程の編成・実施によりどのような効果的な教育が実施できるのか等、特別の

教育課程を編成・実施する必要性を明記すること。その際、300字程度で簡潔に記すこと。

(3) 法令上の教育の目標等との関係

ア 教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

特別の教育課程が、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における各学校段階の目標に関する規定に照らして適切であることが分かるように記載する。

イ 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること（平成20年文部科学省告示第30号第2項に定める基準（以下「指定の基準」という。）第1号関係）

学習指導要領において定められている内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることが分かるように記載する。特に、標準授業時数や指導する内容事項を縮減する教科等については、当該教科等の内容として学習指導要領が定める内容事項のうち、どれが特別の教育課程のどこでどのように取り扱われているかが明確になるように記載すること。また、必要に応じて教科書や教材の扱い及び指導体制についても記載すること。

なお、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合で当該学校の設置者が異なる場合は、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成していることを記載すること。

ウ 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること（指定の基準第2号関係）

学習指導要領において定められている内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が、特別の教育課程において確保されていることを記載する。その際、上記イとの関連で、総授業時数の内訳が分かるように記載すること。

(4) 児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮（指定の基準第3号関係）

教育課程の基準によらない部分を含め、特別な教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを記載する。その際、例えば小学校における特例に関して、中学校との接続を踏まえて配慮していることを記載するなど、必要に応じて学校段階を超えた系統性及び体系性についても記載すること。

イ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成・実施する場合のみ記載）（指定の基準第4号関係）

保護者に経済的に過度の負担を負わせないことなどをはじめ、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることについて記載する。

ウ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮（指定の基準第5号関係）

児童又は生徒が教育課程特例校から他校へ転出する場合、及び他校から教育課程特例校に転入する場合における教育課程上の配慮等について記載する。

エ その他

教育課程の特例の内容等を踏まえ、その実施に当たって必要と考えられる配慮があれば記載する。

（5）特例の適用開始日

教育課程の基準の特例の適用を開始する日を記載する。

特例ごとに適用開始日が異なる場合には、それぞれの適用開始日を記載すること。

変更申請を行った場合、当初の適用開始日と変更申請を行った特例の適用開始日を併記すること。

（6）取組の期間

教育課程の基準の特例を適用し、特別の教育課程を編成・実施する期間を記載する。

（7）計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

特別の教育課程編成・実施計画の実施状況の把握・検証・評価の方法・時期、保護者及び地域住民への特別の教育課程に基づく教育の状況に関する情報提供の方法・時期、及び文部科学省への報告の時期（少なくとも3年に1度）について記載する。（実施要項5（1）～（4）参照）

なお、特別の教育課程編成・実施計画の実施状況の把握・検証・評価の方法については、データ等に基づく客観的かつ具体的な検証・評価となるようにすること。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第55条の2 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法第30条第1項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条又は第52条の規定の全部又は一部によらないことができる。

○学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）

1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

- 一 小学校 学校教育法施行規則第50条第1項、第51条又は第52条の規定
- 二 中学校 学校教育法施行規則第72条、第73条（同令第26条第3項に規定する併設型中学校にあつては同令第117条において準用する同令第107条、同令第75条第2項に規定する連携型中学校にあつては同令第76条）又は第74条の規定
- 三 高等学校 学校教育法施行規則第83条又は第84条の規定
- 四 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第107条又は第108条第1項において準用する同令第72条若しくは同令第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつて

は同令第 108 条第 2 項において準用する同令第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

五 特別支援学校 学校教育法施行規則第 126 条から第 129 条までの規定

2 前項の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条、第 84 条又は第 129 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領若しくは特別支援学校高等部学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（以下この号及び次号において「内容事項」という。）が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（当該学校の設置者が異なる場合にあつては、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。

二 特別の教育課程において、内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。

三 特別の教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。

四 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

3 第 1 項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

附 則

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 4 月 1 日において、現に構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 8 項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第 6 条の規定による認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、学校教育法施行規則によらないで特別の教育課程を編成することが認められている小学校等は、文部科学大臣が、本告示により当該小学校等を指定したものとみなす。